

反貧困ネットワークあいちの「参議院愛知選挙区立候補予定者への質問書」への

回 答

ご回答候補予定者（伊藤よしき）

問1 （貧困問題への姿勢）

現在、わが国の相対的貧困率は約 16%と先進国で最も高いレベルにあります。あなたは、貧困問題を政治によって解決すべき問題と考えますか。政治によって解決すべき問題と考えるのであれば、解決に向けての基本的な政策構想をお聞かせください。

08年のリーマンショックで、日本社会の働く仕組みの労働者にとっての危うさが明らかになりました。非正規雇用者、派遣労働者が簡単に解雇され、それまでの住宅からも追い出されました。ここでも政治の課題が明らかになりました。労働者を使い捨てにできない労働法制に改めること。最低賃金を時給1000円以上にする、これはもちろん外国人にも適用すること。住まいは人権の一部であり、社会保障制度の一環として住宅提供を進める。

貧困問題の解決のためには、社会保障制度が果たす役割が大きいことは言うまでもありません。

先の国会で成立した社会保障制度改革推進法は、「家族相互・国民相互の助け合いの仕組みを通じた自助・共助・公助の適切な組み合わせの実現」「社会保障の機能の充実・給付の重点化・制度の運営の効率化」などを基本的な考え方として掲げています。あなたは、自助を過度に強調したり給付の切り下げを内容とするような社会保障制度改革の方向性についてどのように考えますか。

仕事があり、働けば生活できる仕組みが整えば、貧困は自ずと解消していく。それでもなお、さまざまな要因から貧困に陥ることはあり、そのためにも例えば、生活保護の制度は十全に整えていなければならない。“もっと努力を”と個人の自助を強調（強要）することではなく、自立できるよう有給で職業訓練できることなどを社会保障制度の一環として整えておくべきである。

問3 (社会保障制度の財源について)

社会保障に要する費用の主要財源については、社会保障制度改革推進法第2条第4号が示すように消費税を充てるべきとする考え方もある一方で、消費税は逆進性が強く貧困・低所得層への影響が大きいため、富裕層への課税強化や資産課税、法人課税などによって財源を賄うべきとの考え方もあります。社会保障の財源に関するあなたの考えをお聞かせください。

富裕層や法人の富は、資産運用や人の労働によって生み出されたものであり、国は富裕層への課税強化や法人課税を大きくし、収税を増やし、それを社会保障制度の財源として活用し、国民全体の生活の向上に充てるべきである。働くものは労働を提供し、富める者は応分の税を払うことにより社会に貢献する。それそれがもてるものを提供し、いざとなった時には社会保障制度のもとで生活できる、これが望ましい社会のあり方である。

問4 (雇用に関して)

安倍内閣は、いわゆるアベノミクスの「三本の矢」の一つとして成長戦略を掲げ、産業競争力会議や規制改革会議での議論が行われています。そこでは、雇用制度改革が大きなテーマとなっており、解雇規制や労働時間規制の緩和や労働者派遣の活用など 2008 年のリーマンショックをきっかけに派遣切り、期間切りが横行したことを忘却したかのような議論がなされています。

- (1) あなたは日本において解雇が過度に規制されていると考えておられますか。勤務地職種を限定した限定正社員という制度を導入することが議論されていますが、正社員よりも労働条件が低下し、解雇が容易になる雇用形態を認めることになるとはお思いになりませんか。
- (2) 「健康管理のルールを順守することを前提に労使の合意を尊重した働き方とする」として労働時間規制の緩和が唱えられていますが、残業代の支払いをなくし、過労死、過労自殺などが根絶されないもとで労働時間に関する使用者の管理責任を免除することになる危険性があるとは思われませんか。
- (3) 若者の多くが非正規でしか働けないという状況が続いています。他方、大量の新卒社員を採用しながら、過酷な働き方をさせて、大量の離職者を出すという人を使い捨てるような雇用も広がっています（ブラック企業）。あなたは、日本において「人間らしい労働（ディーセントワーク）」を実現するため、どのような措置をとる必要があるとお考えですか。

勤務地職種を限定した限定正社員はそこの勤務地がなくなれば解雇できるというもので、使用者に取って都合の良い制度に過ぎない。

労使の合意を尊重することそのことは是とするも、労働時間が8時間より超過することは大前提としてあってはならない。

同一労働同一賃金制を根本におき、各種雇用保険については中小企業主が負担にならないよう国の制度を整え、企業主が当たり前に労働者を正規雇用できることがまず必要である。人間らしい労働を実現するには、働くものが人間として扱われ、解雇におびえることがない労働法制をつくることである。

問5 (住宅に関して)

日本の住宅事情は、住宅戸数が世帯数を二割近く上回り、住宅戸数の13%が空き家である一方で、公営住宅の応募倍率が十倍程度(大都市ではもっと多い)あり、居住問題は深刻です。社会的ニーズに適合しない公営住宅の大量の建替えをひかえ、積極的に民間賃貸住宅を公営住宅として活用することなどが考えられます。あなたは、こうした民間賃貸住宅の公営住宅としての活用施策(公営住宅の借上げ)についてどのようにお考えですか。また、深刻な居住問題への対応をどのようにお考えですか。

公営住宅を増設すると共に、古くなった公営住宅はゆとりある住宅に改築すること。建築費をかけずに公営住宅を確保する方法としては民間賃貸住宅を公営住宅として借り受けることである。合理的な基準を設定し、それぞれの住宅をランクつけて借り受け料を決める。その上で、行政が家賃を設定し、公営住宅として貸し出し借り受け料を決める。し、「安価な公営住宅」の不足を解消する。

問6 (生活保護に関して)

貧困問題の解決に向けた最後のセーフティネットと言われるのが生活保護制度です。

- (1) 政府は、本年8月より3年にわたって生活扶助基準を引き下げる予定しています。生活扶助基準を引き下げることは、生活保護受給者の暮らしを直撃するだけでなく、住民税非課税基準の引き下げ、就学援助支給基準の

引き下げなどの形で幅広い市民の暮らしにも大きな影響を与えます。あなたは、生活扶助基準を引き下げるなどを妥当と考えますか。

- (2) 生活保護法の改正（案）によって、生活保護申請にあたって申請書と添付書類の義務化、福祉事務所から親族に対し扶養できないこと説明を義務付けることが明文化されようとしています。この結果、最後のセーフティーネットである生活保護の申請が抑制されるのではないかということが懸念されていますが、あなたはこのような生活保護法改正についてどのように思われますか。
- (3) 福祉事務所に配置されるケースワーカーは、生活保護受給者の自立を助長する上で重要な役割を担っていますが、社会福祉法上の標準数を満たしていない福祉事務所も多く（ちなみに平成24年度の充足率は名古屋市が全国の自治体で最低でした）、社会福祉法で義務付けられている社会福祉主任用資格を保有していないケースワーカーも少なくありません。ケースワーカーの体制を質・量ともに強化していくことは、受給者の自立支援のためにも、生活保護費の不正受給を防止するためにも重要であると考えますが、あなたの考えをお聞かせください。
- (4) その他、生活保護制度のあり方に関するあなたの考え方を教えてください。

生活扶助基準を引き下げれば、生活水準そのものが下がる。子どもがいる場合には、教育費にかける費用が少なくなり、家庭での学習環境にも影響し、学習機会そのものが減り、学力不足の原因ともなる。貧困の再生産につながり、許されることではない。

生活保護の捕捉率は現行でも、生活保護を受けてもよい境遇にある人の30%にも達していないと聞く。生活保護申請と認定を現在よりも狭めることになる制度改革は国民生活全体の低下につながる。生活保護の認定を受けるべき人がよりスムーズに認定され、生活が安定し、就職活動、職業訓練に励み、その結果、社会への復帰が早まればそれだけ生活保護状態から早く脱出できるからである。

生活保護受給者の自立支援・社会復帰への支援のためにもケースワーカーは必要で、その職員が少なければ少ないほど、適切な自立支援が行き届かず、結果としては生活保護費の支給を長く続けることになり、その人の社会復帰と能力発現の妨げとなるからである。職員の削減は直接的には行政の人員費の経費につながるかもしれないが、個人の保護費支給期間の長期化を助長することはあっても、保護の状態から脱し個人の社会復帰を早めることにはならない。